

唐津市小規模工事等契約希望者登録制度実施要綱

平成 17 年 4 月 1 日

告示第 237 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市が発注する小規模な工事、修繕等（以下「小規模工事等」という。）の請負契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）を登録し、当該登録を受けた者を積極的に活用することにより、市内業者の受注機会の拡大を図り、もって本市の経済の活性化に寄与することを目的とする。

(対象となる小規模工事等)

第 2 条 この要綱の対象となる小規模工事等は、原則として、その内容が軽易で、かつ、履行が容易であると認められるものであって、1 件の設計金額が 50 万円を超えないものとする。

(登録できる者)

第 3 条 契約希望者として登録できる者は、市内に主たる事業所を有する法人又は住所を有する個人のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 小規模工事等に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 建設工事について、唐津市財務規則（平成 17 年規則第 41 号）第 92 条に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「入札参加資格者」という。）
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (5) 本市の市税（国民健康保険税を含む。）を滞納している者
- (6) 契約希望者（法人の場合は、役員を含む。）が次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与え

る目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
(登録の申請)

第4条 契約希望者としての登録（以下「登録」という。）をしようとする者は、小規模工事等契約希望者登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 登録をしようとする者は、前項の申請書に次に掲げる書類（写し可）を添付するものとする。

- (1) 本市の市税（国民健康保険税を含む。）の未納がないことを証する書類
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有することを証明する書類
- (3) 誓約書（唐津市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱（平成25年告示第50号）第1号様式）
- (4) 登記事項証明書（法人に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（登録申請の種類及び期間）

第5条 登録申請の種類は、定期申請及び随時申請とし、それぞれの登録申請の受付期間は、市長が別に定める。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は、2年を超えない範囲内において、市長が別に定める。

（登録名簿の登録等）

第7条 市長は、第4条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適格と認めるときは小規模工事等契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録し、不適格と認めるときはその旨を申請者に通知するものとする。

- 2 登録名簿は、関係課等に配布するほか、契約検査課において閲覧に供するものとする。

(登録事項の変更等)

第8条 登録名簿に登録された者（以下「登録者」という。）は、登録した事項に変更があったとき、事業を廃止したとき、又は登録を辞退しようとするときは、遅滞なく小規模工事等契約希望者登録（変更・廃止・辞退）届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 倒産又は破産したとき。
- (3) 受注に関し不正又は不誠実な行為があったとき。

(業者の選定)

第10条 小規模工事等の契約に係る業者の選定は、登録者に受注機会の確保を図るよう努めることとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急に施工する必要がある工事、特別の技術を要する工事又は当該業種に登録者が少数である場合は、入札参加資格者のうちから業者を選定することができるものとする。

(契約保証金及び前金払)

第11条 この要綱の対象となる小規模工事等の契約に関しては、唐津市財務規則第108条第2項第6号の規定により契約保証金を免除するとともに、同規則第78条第1項の規定にかかわらず前金払は、行わない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(唐津市小規模工事等契約希望者登録制度実施要綱の廃止)

2 唐津市小規模工事等契約希望者登録制度実施要綱（平成15年唐津市告示第130号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日の前日までに、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年告示第397号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成18年度に登録する小規模工事等契約希望者から適用する。

附 則（平成21年告示第123号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年告示第127号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成24年告示第314号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の唐津市小規模工事等契約希望者登録制度実施要綱の規定は、平成24年12月1日以後に行われる登録の申請から適用し、同日前に行われた登録の申請については、なお従前の例による。

附 則（令和4年告示第1号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年度の小規模工事等契約希望者登録の申請から適用する。

附 則（令和4年告示第33号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年度の小規模工事等契約希望者登録の申請から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。